

議事要旨(1) 企業会計基準公開草案第 21 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び 企業会計基準適用指針公開草案第 26 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントについて

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び同適用指針（案）に寄せられたコメントと事務局の対応案の説明がなされた。説明の後、次のような質疑応答があった。

- ・ 公開草案の中で特にコメントを求める旨を明記したマネジメント・アプローチの採用について、どのようなコメントがあったのかという質問があり、事務局からは、マネジメント・アプローチの採用について賛成する複数のコメントはあったが、採用自体に反対するコメントはなかったことが回答された。
- ・ 公開草案における持分法適用会社の取扱いについて、持分法適用会社の持分法投資損益の算定に用いた財務情報の金額やこのうちの比例持分の金額を開示することが強制されるという取扱いは適当ではないのではないかという発言があった。また、別の委員からは、重要性がある持分法適用会社について管理上そうした金額を用いているのであれば、それらの金額を開示することが望ましい場合もあるのではないかと発言がなされた。この点について、事務局からは、当該取扱いは企業がそれらの金額を実際に使用している場合の取扱いであり、そうでない場合にまで開示が強制されるものではないとの説明がなされた。
- ・ セグメンテーションの考え方には一定の条件の下で企業の主張・ポリシーが反映されるべきであるため公開草案の集約基準を見直すべきであるというコメントに対し、企業の主張・ポリシーは、複数の事業セグメントを集約する前の段階である事業セグメントの識別の段階で反映されることになるのではないかという意見があった。
- ・ 「報告セグメント間の取引がある場合、その会計処理の方法」を開示するという公開草案の定めについて、コメントにもあるように、開示の内容が不明確であるという意見があった。これに対して、事務局からは、専門委員会でもこの点は検討することとしている旨と、例えば、リース取引の会計処理が連結会社間で異なっている場合などにその会計処理の方法を開示することが考えられるのではないかと説明がなされた。
- ・ 委員より、会計基準案の結論の背景にある「損益計算書上は純額で処理しているにもかかわらず、最高経営意思決定機関に対して顧客からの対価の総額を報告していることを理由に、セグメント情報上、当該収益を総額により開示することは適当ではないと考えられる。」という記載について、例えば、商社等であっても、損益計

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

算書上収益を純額で表示している場合に、セグメント情報上で総額を開示することは、財務諸表利用者が損益計算書とセグメント情報の繋がりを理解することが難しく、適当ではないのではないかという意見があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び同適用指針の文案を検討することとされた。

以 上